令和6年1月31日

豊田市長 太田 稔彦 様

保見地域会議 会長 湯浅 進也

## 答 申 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の7第2項の規定に基づき諮問を受けたことについて、下記のとおり答申します。

記

第9次豊田市総合計画に掲げる本市のまちづくりの方向性である「(仮称) ミライ構想」のめざす姿やまちづくりの基本的な考え方の方針については、原案のとおり賛同します。ただし、都市構造については、第8次豊田市総合計画で「都市拠点」に位置付けられていた保見地域の八草エリアが、第9次豊田市総合計画では「えきちか居住誘導エリア」に変更されました。つきましては、都市拠点(猿投や浄水)及び鉄道駅(八草、篠原、保見、貝津)へのアクセス向上、鉄道駅周辺の土地利用に関して、以下の4点に配慮してください。

- 1 保見地域には商業施設が少ないため、日用品の買い出しは浄水エリアや四郷エリアへ 行かなくてはなりません。現状の主要道路は通過交通も多く、慢性的な渋滞や通学路 への迂回車両の流入で、日常生活に多大な影響を及ぼしている。都市拠点へのスムー ズな交通アクセスを実現するためには、道路網の充実が不可欠だと考えるため、早期 に整備をしてください。
- 2 都市拠点や鉄道駅への交通手段として自動車に乗ることができない住民(学生、高齢 者等)にも配慮した公共交通機関の利便性を向上させてください。
- 3 名鉄豊田線を使って学校や仕事へ行く人のため、浄水エリアのパークアンドライド専用の駐車スペースの確保を検討してください。
- 4 鉄道駅周辺には、農業の担い手不足から、畑地の草刈等の管理をしているだけで農作物を生産していない畑地が多いのが現状です。農地の活用と鉄道駅周辺の開発は、双方のバランスを保ちつつ、柔軟な対応をしてください。

最後に、第9次豊田市総合計画では、総合的かつ計画的な市政経営及び「豊田市民の誓い」 の市民像の実現に向けた政策により、若い世代が住みやすく、免許を返納しても不自由を感 じない、大災害にも耐えられるまちとなるようなまちづくりが推進されることを期待します。 なお、答申にあたり、当地域会議からの意見や提案を添付するので参考にしてください。